

○大雪消防組合会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則

〔令和2年3月6日〕
規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年大雪消防組合条例第2号）第17条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（会計年度任用職員の勤務時間休暇等）

第2条 会計年度任用職員の勤務時間休暇等に関しては、消防本部又は消防本部の所在町会計年度任用職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。